平成２１年（フ）第３０２８号
札幌市豊平区月寒東１条18丁目４番５―206号
債務者　市野真美子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４５号
北海道苫前郡羽幌町北町54番地の３　町営住宅17―１、申立時の住所北海道苫前郡羽幌町南大通り１丁目　大通ハイツ102号
債務者　菊谷　晴子（旧姓的場）
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで　旭川地方裁判所留萌支部

平成２１年（フ）第６０７号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字湯舟沢30番地25
債務者　小枝　祐子（旧姓八重樫・中村）
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３５４号
群馬県高崎市下里見町859番地１
債務者　富沢　　孝
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３５６号
群馬県高崎市中豊岡町154番地９
債務者　ＦＵＲＳＨＩＯ　ＫＯＮＡＭＩ　ＰＥＤＲＯ　ＭＩＧＵＥＬ
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３５７号
群馬県高崎市中豊岡町154番地９
債務者　ＤＥ　ＦＵＲＳＨＩＯ　ＧＵＺＭＡＮ　ＧＬＡＤＹＳ　ＡＬＢＩＮＡ
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３００号
埼玉県羽生市西５丁目27番地27
債務者　株木　俊光
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３０１号
埼玉県羽生市西５丁目27番地27
債務者　株木　千恵
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３２６号
埼玉県東松山市美土里町６番13号
債務者　栗田由佳子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３９１号
埼玉県羽生市中央５丁目11番18号
債務者　村岡　孝子（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４４５号
新潟県西蒲原郡弥彦村大字弥彦339　サンハイツ203号、住民票上の住所新潟県新潟市秋葉区美善２丁目14番地９
債務者　佐藤　光貴
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４６９号
新潟県新潟市西区五十嵐１の町6314番地１　コーポノア105号
債務者　大野　雅也
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第８９号
三重県松阪市中央町615番地１　野呂アパート１号室
債務者　小松枝美子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで　津地方裁判所松阪支部

平成２０年（フ）第１９３０号
堺市西区浜寺石津町西５丁５番５―201号
債務者　神田　美恵
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１７２号
堺市南区高倉台３丁２番１―801号、前住所堺市美原区太井555番地18
債務者　尾塩　大介
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１７９号
大阪府河内長野市木戸３丁目38番14号
債務者　大槻　貞三
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１８０号
大阪府河内長野市木戸３丁目38番14号
債務者　大槻　紀子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係